

平成 2 7 年第 3 回教育委員会 定例会会議録

平成 2 7 年 3 月 2 日

東久留米市教育委員会

平成27年第3回教育委員会定例会

平成27年3月2日午前10時03分開会

市役所6階 602会議室

議題 (1) 会議録署名委員の指名

(3) 諸報告

- ①児童・生徒が凶悪犯罪に遭わないための対策について
- ②授業改善研究会、ALT活用推進資料について
- ③平成27年第1回市議会定例会について
- ⑤その他

出席委員 (5人)

委員 長	尾 関 謙一郎
委員長第一職務代理者	矢 部 晶 代
委員長第二職務代理者	松 本 誠 一
委 員	名 取 はにわ
教 育 長	直 原 裕

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	東 淳 治
指 導 室 長	加 納 一 好
学 務 課 長	傳 智 則
生涯学習課長	市 澤 信 明
総 務 課 長	林 幸 雄
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	井 尻 郁 夫

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 なし

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時03分)

- 尾関委員長 これより平成27年第3回教育委員会定例会を開会します。本日は全員出席であり、会議は成立しています。直ちに本日の会議を開きます。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。
-

◎会議録署名委員の指名

- 尾関委員長 日程第1、「会議録署名委員の指名」について。本日の署名委員を指名します。4番の松本委員をお願いします。
- 松本第二職務代理者 はい。
-

◎議案の追加と会議の進め方

- 尾関委員長 日程第2に入る前に、議案の追加と会議の進め方について説明をお願いします。
- 林総務課長 「議案第24号 東久留米市教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認について」の追加をお願いします。進め方ですが、人事案件の審議後に諸報告を行わせていただきます。また、議案第24号と諸報告の「TTの未実施について」は調査中であるため、非公開で行わせていただきます。
- 尾関委員長 委員の皆さんにお諮りします。議案第24号を追加すること、人事案件審議後に諸報告を行うこと、また、議案第24号と諸報告の「TTの未実施について」は非公開とすることよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、進め方については新しい日程によることにし、議案第24号と諸報告の「TTの未実施について」は非公開で行わせていただきます。

◎会議録の承認

- 尾関委員長 平成27年1月27日に開催した第1回臨時会の会議録について確認をいただきました。特に修正の連絡はありませんでしたが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、会議録は承認されました。

◎傍聴について

- 尾関委員長 傍聴者はいらっしゃいますか。
- 鳥越係長 いらっしゃいません。
- 尾関委員長 おいでになりましたら非公開の会議終了後にお入りいただきます。

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

◎諸報告

- 尾関委員長 日程第3、諸報告に入ります。順次、報告をお願いします。

○加納指導室長 「①児童・生徒が凶悪犯罪に遭わないための緊急対策について」報告します。

2月20日に、川崎市の中学校第1学年の生徒が交友関係によりナイフで殺傷されるという、極めて凶悪かつ残忍な行為による事件が発生しました。東京都教育委員会はこの犯罪を児童・生徒の健全育成の根幹を揺るがす重大な事態ととらえ、2月26日付で、各学校においてこれまでの児童・生徒の犯罪防止のための指導を見直し、緊急対策を確実に実施するよう、区市町村教育委員会教育長及び都立学校長宛に通知しました。

指導室では、2月28日付で東京都教育委員会からの通知を学校に配布するとともに、全児童・生徒に対して、他人から脅迫や暴力行為等を受けたり、受けることが懸念されたりする状況にある場合は、必ず保護者や教職員等に相談することを指導するよう通知しました。本日または明日の全校長会等で本市の全小・中学校において、校長から全児童・生徒に向けて指導が行われます。また、文部科学省による不登校の児童・生徒、非行傾向のある児童・生徒についての調査が実施されます。今後の通知にしたがい、迅速、適切に調査を行っていきます。

なお、本日は、本市の児童・生徒の不登校の状況についての資料を併せてお配りしていますのでご覧ください。2学期末までに30日以上欠席した児童・生徒の数です。詳細は教育委員のみにお配りした表にあります。本市は不登校の児童・生徒について、健全育成校長会や生活指導主任会で情報を交換し、不登校の児童・生徒一人一人の状況の把握に努めています。現在、本市では1週間以上所在が不明になっている児童・生徒はいません。また、非行傾向についても、健全育成校長会や生活指導主任会で情報を交換しています。指導室でも、どこの中学校の誰がどこの中学生や、あるいは卒業生と交友関係があるかなども把握しています。現在の不登校及び非行傾向のある指導・生徒の状況からは、川崎市で起きたような事件に発展しそうな案件は見られませんが、今後もさらに注意深く観察し、児童・生徒の実態の把握に努めていきます。

○尾関委員長 東久留米市の中で特定のグループが高校生と活動している等の把握はしていますか。

○加納指導室長 交友関係の実態は把握していますが、今のところグループで行動しているような案件は見られません。

○名取委員 中学生の表について伺います。総計78人のうちの21人もの生徒が、どこの機関ともかかわりが無いというのは多いような気がします。どういうことでしょうか。

○加納指導室長 どこにもかかわりのない21人については、指導室としてもかかわりを持たせ、学校と関係諸機関が連携し、早期に不登校状況から抜け出せるように指導していきたいと考えています。

○名取委員 よろしくお願ひします。

○直原教育長 今の件ですが、家庭との連絡は取れていますか。

○加納指導室長 第一に、家庭との連携を取るよう学校に指導しています。実際、最も大事になってくるのが家庭との連絡や家庭訪問になりますので、頻度を多く取るよう指導しています。どうしても家庭が学校との関係を持ちたくないという場合については、主にスクールソーシャルワーカー等を活用しています。

○直原教育長 今回の川崎市の問題の難しさは、家庭の協力が得られなかったことがあると思います。そういうケースは、多分、本市にもあるのではないのかと思います。新聞によると、

「川崎市は『家庭の協力が得られない場合には、スクールソーシャルワーカーは関与できない』」という説明をしていました。それが正しいのかももう少し調べてみようと思いますが、確かに家庭の協力が得られない場合に家庭の中に入って行くのは極めて困難だと思います。そういった場合、今回のようなケースは一体どうしたら良いのか。非常に難しいと思います。皆さんからご意見があれば参考にしたいと思っています。

○名取委員 家庭の協力が得られないときは、児童相談所が対応可能なのではないですか。そもそもあそこは親に問題がある時に関与しますよね。

○加納指導室長 中学校の一例を挙げますと、子どもが1週間以上所在不明になり、情報がつかめない状況がありました。その時も家庭の協力は得られませんでした。児童相談所や子ども家庭支援センター等々と協力し、その家の中に入れていただいて、子どもの所在について確認ことがあります。家庭の協力が得られない場合ですが、家庭に保護者がほとんど帰っていないという状況でした。そういうところでは、学校、教育委員会だけでは対応しきれない部分がありますので、先ほどスクールソーシャルワーカーという話をしましたが、さらには子ども家庭支援センター、児童相談所、警察などと連携し、子どもたちの安全確保には努めていきたいと考えています。

○尾関委員長 こういうことはマニュアルによるのではなく、ケースごとの対応が求められると思います。個別のケースで問題の程度は異なると思いますが、学校側が家庭と対応できない場合は、すぐ児童相談所と相談するのが非常に重要だと思います。学校側だけで抱える、教育委員会だけで抱える問題ではないと思います。

○名取委員 関連して、いろいろな機関がうまく連携することが子どもを救う一つの道だと思います。例えば、警察や児童相談所との間で、ちょっとした連絡会や協議会みたいなものは東久留米市にはあるのでしょうか。

○加納指導室長 一つは生活指導主任会があります。こちらには警察にも入っていただいています。生活指導主任会は毎月行われていますので、毎月、情報交換はしています。年に数回、そうした関係機関が集まって情報を交換する機会もあります。

○名取委員 日ごろから密接に関係があるといざというときに相談しやすいですし、そういったネットワークはとても大事だと思います。

○直原教育長 昨年、いじめ対策の条例が制定されましたが、来年度は早期に、いじめ問題に関連する諸機関の連絡協議の場ということで、連絡協議会をつくることになっています。今回の川崎の事件も、最初はいじめが原因ではなく、単なる凶悪事件なのかとも思ったのですが、いじめととらえることもできるわけです。新しく設置する連絡協議会の場でも、今回の川崎の事件を一つの素材にして、それぞれがどのようにかかわっていったら良いのか、どのように子どもたちの情報をキャッチするのかなど、議論していきたいと思っています。

今回は、いわゆるラインで、子どもたちの間ではSOSを出していたのです。でも、誰も大人には相談していなかったわけです。子どもに対する働きかけも大事ですし、何らかの形で接点のある大人がそのような情報や兆候を読み取ることが大事だと思います。それぞれの立場の方が集まりますので、お話を伺いたいと思っています。

○尾関委員長 学校だけ、家庭だけということではなく、地域諸機関で緊密な連携を取ることが必要ですね。この件は以上にとどめます。次の報告をお願いします。

○加納指導室長 「②授業改善研究会、研究奨励校等合同発表会について」報告します。授業

改善研究会、研究奨励校等合同発表会を、2月18日に、生涯学習センターマロニエホールにおいて開催しました。授業改善研究会全体会の発表として、小学校外国語活動部会、生活科総合的な学習の時間部会、特別活動部会、中学校道徳部会、特別支援教育部会、それから研究奨励校として第三小学校、第六小学校、下里小学校、学力向上教育推進モデル校として第一小学校と本村小学校が研究発表を行いました。

昨年度までは、授業改善研究会発表会と研究奨励校等発表会を別の日に行っていましたが、今年度は大勢の先生方にどちらも研究内容を共有してもらいたく、一日の開催としました。当日は本市の小・中学校の全教員が集まっています。それぞれの部会とも熱心に研究を進めていましたが、指導室からは、国や都、市の学力調査を活用した研究の推進について指導しました。学力向上教育推進校の第一小学校と本村小学校からは子供土曜塾の実施状況も報告されました。次年度からは全小学校に拡大されるため、他校の教員も真剣に発表を聞いていました。

また、当日は「ALT活用推進資料集」の説明もしました。この資料集については統括指導主事から説明します。

○**井尻統括指導主事** お手元にお配りしました緑色の冊子をご覧ください。文部科学省が示した、グローバル化に対応した英語教育改革の五つの提言を踏まえ、本市では小学校1年生から中学校3年生までの9年間における英語教育においてALTを有効活用し、児童・生徒が英語を用いてコミュニケーションを図ることができるように活動集を作成しました。本資料集では、55のALTを活用した活動事例をまとめています。

16～17ページの目次をご覧ください。対象学年を小学校1・2学年、3・4学年、5年、6年、そして中学校1、2、3とし、学年別に提示しています。各学年は共通テーマである「学校」「スポーツ」「自分・家族・友達」「自然・環境」「社会・国際理解」、これらを五つのトピックと呼んでいるのですが、これを共通に、この親しみのあるテーマを設定して、小・中学校の円滑な接続が図れるように構成を工夫しています。主な活動内容は歌、ゲーム、あるいは短い会話やスピーチなどとしています。活動事例は15分間でできる内容を基本としています。小学校の授業は1単位時間45分、中学校は50分ですので、授業ではどのように使えるかについては後ろに授業案を用意しています。

本資料集はT1である指導者、小学校であれば学級担任、中学校であれば英語科の教諭ですが、こちらがT1。そしてT2であるALTがともにティームティーチングができるよう、日本語と英語で記載してあります。めくっていただきますとお分かりになられると思いますが、通常の学習指導案とは違い、英語だけで書かれているところと英語と日本語が混在しているところがあり、これが本資料集の最大の特徴と言ってもよろしいかと思います。

来年度は本資料集を活用し、小学校の全教員、中学校の外国語教員を外国語活動と中学校の外国語でつなげることができるように研修会を開催し、これを中心に活動していきたいと思えます。

○**尾関委員長** 何か伺うことはありますか。

○**名取委員** 素晴らしい資料だと思えました。実際に使っていくことで、さらにバージョンアップしていくと思えます。楽しみにしています。ただ外国人の方に教えに来ていただくだけだと、とりとめもなくなってしまうこともあります。このようにきちんとステップアップできるようになっているのは良いと思えます。

○尾関委員長 対象が小学校の先生全員なのは大変だと思いますが、頑張ってもらいたいと思います。この件は以上にとどめます。次の報告をお願いします。

○東教育部長 「③平成27年第1回市議会定例会」の報告後、最後にTTの未実施について、非公開で報告させていただきたいと思います。

まず、平成27年第1回市議会定例会について報告します。平成27年第1回市議会定例会は明日、3月3日から3月26日までの24日間の会期で開催されます。第1回の定例会に当たり、初日の本会議において、並木市長の施政方針があります。昨年1月20日に市長に就任し、1年余り経過した並木市長の諸課題に対する所信が述べられます。3月5日にはこの施政方針に対する市議会各党派からの総括代表質問があります。3月6日から3月11日までの4日間が一般質問です。3月13日の午前中に文教委員会、3月17日には予算特別委員会、こちらは平成26年度の3月補正予算の審議です。3月18日から23日までの4日間では平成27年度当初予算の審議が行われます。最終日は3月26日となっています。

次に提出議案ですが、議案番号4番から37番までの34議案になります。教育委員会に関連する主な議案を資料として添付しています。「議案第4号 東久留米市教育委員会教育長の任命」の内容は、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育長を任命する必要があるためです。改正に対応するため、現直原教育長が平成27年3月31日に辞職することに伴い、新たに新教育長としての任命するに当たり議会の同意を得る必要があります。次に、「議案第11号 東久留米市債権の管理等に関する条例」です。内容は市民負担の公平性の確保と、財政基盤強化のための市債権に関して強制徴収の手段や不良債権の処理手段、徴収停止や債権放棄についての共通的な指針を定め、市の債権を適切に管理するためのものです。担当は財務部となりますが、教育委員会の奨学資金の債権管理などにも関係してくる内容です。次に、「議案第12号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の身分が一般職から特別職に変更すること、また教育委員会の委員長の職が廃止されることから、関連する規定について整備する必要があるためです。なお、本条例に伴い、改正される条例は東久留米市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例、東久留米市職員の旅費の関する条例になります。次に、「議案第24号 東久留米市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」です。内容は、1月27日開催の教育委員会臨時会において議案第7号として承認いただいた内容を市長に制定依頼したものです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職となる教育長に職務に専念する義務に関する規定が設けられることから、教育長の職務に専念する義務の特例について条例を制定する必要があるためです。このほか補正予算、27年度当初予算の審議などが行われる予定です。

次に、3月6日から11日までの4日間に、一般質問が行われます。届出順及び内容のとおり質問が予定されています。議長を除く全21人の議員からの質問の届出が出されています。題名が「教育行政について」となっているもの以外でも、教育委員会に関連する質問も多くあります。一般質問の答弁内容については、いつもどおり資料としてまとめ、後日お知らせします。

続いて、請願について報告します。初日に付託委員会が決定されますが、27請願第19号において、特別支援教室についてのガイドラインの説明と、保護者の意見を聞く機会を持つことを求める請願というものが出されています。

明日の市議会初日には、市長の行政報告が9件あります。9番目に「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針の策定について」があります。平成26年第4回市議会定例会において可決されましたいじめ防止対策推進条例に基づき、1月15日の第1回教育委員会定例会で承認いただいた基本方針に関する市長からの行政報告を予定しています。

○尾関委員長 即決案件はどれになりますか。

○東教育部長 正式には明日決まります。初日即決の予定は「議案第4号 東久留米市教育委員会教育長の任命について」「議案第10号 東久留米市平成26年度一般会計補正予算(第8号)」の教育委員会総務課所管のバスケットゴールの耐震補強に関する補正予算があり、こちらの繰越明許費の設定に関する補正予算に関して初日即決をお願いする予定です。そのほかの議案については、所管する常任委員会あるいは予算特別委員会の中での審議になります。

○松本第二職務代理者 議案第5号の監査委員の選任は即決ではないのですか。

○東教育部長 今説明したのは教育委員会に関する即決の議案です。監査委員や人権擁護委員の任命議案などについても初日即決が予定されています

○松本第二職務代理者 監査委員の任期は何年ですか。

○東教育部長 識見を有する者のうちからの選任で、任期は4年です。

○松本第二職務代理者 議案第11号の「東久留米市債権の管理等に関する条例」ですが、今まで条例としては制定させていなかったのですか。

○東教育部長 これまではありませんでした。債権管理のより一層の適正化、債権管理体制整備のため、議会の中でも必要性が以前から指摘されていました。

○尾関委員長 この件は以上にとどめます。次の報告をお願いします。

○市澤生涯学習課長 平成28年の「成人の日のつどい」の開催概要についてお知らせします。問い合わせが大変多いため、4月1日付広報に載せることになりました。日程は平成28年1月11日の成人の日です。例年と変わらず、午前と午後の2回、生涯学習センターホールで行います。該当者は平成7年4月2日から平成8年4月1日までに誕生した方です。式典の1回目の参加地域は久留米中・西中・南中、2回目が東中・大門中・下里中・中央中になります。

○尾関委員長 この件は以上にとどめます。次の報告をお願いします。

○岡野図書館長 図書館からご案内があります。資料をご覧ください。4月15日に東久留米駅が開業100周年を迎えるということで、毎回2、3カ月おきに図書館で地域資料の展示を行っていますが、今回は、「駅のいま昔」ということで展示を行います。既に小さな展示は始まっているのですが、3月下旬からは少し拡大し、関連書籍の展示等も行い、皆さまに本も借りていただこうと考えています。おいでになる機会がありましたら、ぜひご覧ください。裏面をご覧ください。いつも地域資料図書館にお譲りくださいということでPRしてまして、昨年も戦争の遺跡が指定されたりしていますが、浅間町の自治会役員をしていらした方から不発弾処理の時のアルバムをいただきました。こうやって毎回PRしているのもむだではないと思っていて、またそのような資料も集めてみたいと思います。よろしくお

願います。

○尾関委員長 この件は以上にとどめます。続いて、松本委員から報告をお願いします。

○松本第二職務代理者 奨学資金運営委員会から報告します。昨年10月の第10回教育委員会定例会で議論いただきましたが、今年度から高校生に対する国や東京都の制度が拡充されたため、市の貸付制度は今年度で廃止し、給付制度については今の高校2年生が卒業する平成27年度末で廃止することが、第4回市議会定例会で可決されました。

昨年度までは例年、6月から7月ぐらいにかけて広報やホームページで奨学生を募集し、8月に奨学資金運営委員会を開催し奨学生を決定していました。しかし、今年度については、2月1日号の広報で募集を行ったということです。貸付の募集期間は2月16日から都立高校の合格発表日の3月13日まで、給付の募集については2月16日から3月6日までです。それを受けて、3月16日に、本年度の奨学資金運営委員会を開催する予定です。

募集時期が例年より遅くなった理由ですが、平成26年4月に高校1年生になった生徒から対象に、授業料以外の教育費である教科書や教材費などの助成として給付される、東京都の奨学給付金の対象者の決定が年明けになったためです。市の条例では、他の機関から同種の学資金を給付されていないことが条件ですので、この奨学給付金の受給者の決定を待たないと市の募集ができなかったということです。

2月末時点の申請状況ですか、都立高校の合格発表前ですので貸付の申請はまだありませんが、申請用紙を事前に取りられた方は二人、給付の申請については15人が申請書を取りに来られ、既に6人が受付をしたそうです。奨学生の決定については4月の教育委員会で報告します。

○尾関委員長 次の報告は非公開で行います。

(公開しない会議を開く)

◎閉会の宣告

○尾関委員長 以上で平成27年第3回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午前10時52分)

※第3回教育委員会臨時会は非公開の諸報告を行った後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年3月2日

委員長 尾関 謙一郎（自書）

署名委員 松本 誠一（自書）